

令5香南市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和5年2月21日

香南市監査委員 有岡 正博

同 安岡 敬子

同 片山 透

令和4年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和4年11月7日（月）から17日（木）まで

3 監査の対象事項

令和3年度 負担金補助及び交付金（市単独補助金）のうち、監査委員が選定したもの

4 監査の対象課

地域支援課、防災対策課、福祉事務所、高齢者介護課、上下水道課、農林水産課、建設課、商工観光課、消防本部、学校教育課、生涯学習課

5 監査の内容

(1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

ア 財政的援助の決定

イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続、交付要綱等

ウ 補助金等の効果及び条件の履行の確認

エ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課室へ提出した補助金等の交付申請書

オ 事業計画

カ 収支の会計経理、出納関係帳簿の整備、領収書等の証拠書類の整備、保存

キ 事業実績報告書、精算報告

ク その他

## 6 監査の着眼点

### (1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

- ア 財政的援助の決定は法令等に適合しているかどうか。
- イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かどうか。
- ウ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するかどうか。

## 7 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 財政援助団体関係

今回の監査は、財政援助団体関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から聴取し監査を行った。

おおむね規定どおり執行されているが、一部の課においては、関係書類の不備・不足が散見され、組織内のチェック体制が十分機能していない状況が見受けられた。

また、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらを踏まえ、根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

#### (1) 実績報告書における添付書類の確認について（福祉事務所）

補助金については、香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）のほかに補助金ごとに交付要綱を定めている。交付要綱で、「補助事業実績報告書に領収書等関係書類の写しを添える」と規定されている補助金において、提出された実績報告書に領収書等関係書類の写しが編綴されていないものが見受けられたため、担当課に照会したところ、実績報告書受領時に領収書等を確認後、補助事業者に返却したとのことであった。

今後は、補助金の予算規模等により領収書等写しの添付の要否について、実情に合った要綱改正等を検討し、補助事業者から実績報告書が提出された際には、根拠法令に留意し、書類内容を精査した上で、適正な事務処理及び交付関係書類の保管に努められたい。

#### (2) 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金について（上下水道課）

当該補助金交付申請の回議書において、添付書類は申請時の書類であるにもかかわらず、回議書には補助金の交付確定に関する内容が記載されている例が複数確認された。そのため、複数人の補助金関係書類において、交付申請についての回議書はなく、交付確定についての回議書が2つ存在する不適正な処理となっている。ただし、交付申請後に交付決定通知書を通知し、実績報告書が提出された後、確定通知書を通知しており、事務処理の流れにおいて誤りはない。

しかしながら、回議書の記載内容と添付書類の整合性が全く取れていないにもかかわらず、係長、課長補佐、課長と決裁が下りている。さらに、回議書の保存年限も永年と10年が混在しており、課全体の公用文書に対する意識が低いと言わざるを得ない。

個人からの申請は、決裁区分が所属長までであるため、補助金の総括課である企画財政課を通さず、一連の事務手続が完了することから、より一層担当課での注意が必要である。

今後は、適正な回議書を作成するとともに課員の文書管理に対する意識の向上と課内におけるチェック体制の確立についての取組を確実に実施されたい。

(3) 小中学校修学旅行引率事業費補助金について（学校教育課）

香南市小中学校修学旅行引率事業費補助金交付要綱第4条では、修学旅行事業を実施する14日前までに交付申請の提出、第6条で実施後14日以内に更正申請を提出するものとして規定されているが、要綱に沿った事務処理が行われていない学校が一部見受けられた。

また、各学校からの提出書類が全体的に遅い傾向にあり、実績報告書の事業完了日の認識が学校によって異なっており、何を以て完了としているのか不明である。そして、担当課の支払方法も様々で事務処理の方法が統一されていない。

担当者は、要綱を熟読し、統一した事務処理方法を策定して、徹底するとともに各学校と必要事項の情報共有に努め、申請の有無や提出書類の遅延などについて、課内でのチェックを適正に行われたい。

(4) 香南市長杯スポーツ大会補助金について（生涯学習課）

香南市長杯スポーツ大会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条で、補助対象事業として、香南市長杯事業の実施に関する事務取扱要綱の規定により、香南市長杯として承認されたスポーツ大会と規定している。そのため、主催者は香南市長杯事業実施申請を事業実施の1か月前までに必要書類を添えて総務課へ申請し、承認決定を受けなければならない。

しかしながら、一部の大会において、市長杯の承認申請を提出しておらず、またほとんどの大会において、市長杯の承認を受ける前に生涯学習課で交付決定をしている。

補助金交付申請の回議書に全て交付要綱が添付されているが、担当者はその添付する意味を十分に理解できていないまま添付していると思われる、補助事業者に対し、交付要綱に沿った手続の指導ができていない不適正な事務処理となっている。

市長杯の承認においては、平成30年度の措置報告で、「今後は、申請書類への確認書類を添付することや補助金要綱の規定遵守を徹底し、適正な事務処理に努めます。」と述べているが、このとおり行っていれば防げたはずであり、事務引継が徹底できていないと言わざるを得ない。

担当者は、交付要綱を熟読した上で引継事項も確認するとともに、法令に沿った事務処理や必要事項の情報共有に努め、課内でのチェックを適正に行われたい。

(5) 香南市認定農業者連絡協議会補助金について（農林水産課）

昨年度に引き続き、今回の監査においても残念ながら非常に不適正な事務処理が見受けられた。

当該補助金においては、令和3年度の実績報告書が補助事業者より令和4年3月31日付で提出され、検査調書兼確定書も同日で作成されている。しかしながら、収支決算書の支出として、事業費及び事務費として記載されたものは、令和4年5月に支払を行っている。

また、令和3年度の収入として、認定農業者から徴収した会費が記載されているが、徴収日となる金融機関からの振替は、令和4年4月である。

以上のように実際の金銭の収支と検査調書兼確定書との整合性が全く取れておらず、どのような検査を行って、確定をしたのか信用性を欠き、事務処理としては非常に不適正である。

その他の書類に関しても誤りや不備が多数あり、会員の名簿についても適正な管理をしているとは言い難い内容が見受けられた。

補助金は公金である。担当課は、補助事業者に対し、法令に沿った適正な事務処理を行うよう指導すべきである。

昨年度の指摘に対し、措置報告において「補助事業者と職員の認識不足が原因であり、補助事業者にはルールに沿った適切な対応を行うよう指導し、職員には申請や実績報告など書類の厳格な精査を行うよう周知徹底を行いました。」とされているが、全く改善していない。

再三にはなるが、課内での管理体制の見直しと個々の職員が根拠法令を改めて確認した上で、補助金申請における履行確認を慎重に行い、適正な事務処理に努められたい。

### 第3 総括

今回の監査において、全体的に回議書の記載内容や添付書類の不備が非常に多く見受けられた。回議書は、決裁権者に行政としての意思決定を求めるために、起案者が内容を説明する公文書である。回議書の不備により、その後の事務の執行に影響を及ぼすことも考えられる。今までも度々指摘してきたが、職員は情報公開制度も念頭におき、適正な公文書の起案と事務処理に努められたい。

また、例年に続き、決裁区分が所属長までとなる補助金の事務処理において不備が見受けられた。担当課において要綱に沿った事務処理ができていないケースが多くあり、担当者が要綱を確認しているのか、課内において回議書の内容・添付書類の確認及び法令の認識が共有できているのか、大きな懸念を抱かざるを得ない。

さらに過去に指摘した項目において、同じ課が同様の指摘を受けたことは、大変遺憾である。職員は事務引継ぎを徹底し、各所属長においては不適切な事務処理を繰り返すことのないよう監査結果を踏まえ指導をされたい。

補助金事務の所管課において担当者は、関係法令の再確認を必ず行い、各所属長は、課内の回議書決裁時における内容の確認とチェック体制など管理体制の見直しを図り、必要があれば要綱改正等を行うなど、適正な事務執行に努められたい。

補助金交付事務の総括課である企画財政課は、市単独補助金についてのマニュアル作成や研修会開催を行っており、一定の成果は見られているが、引き続き適正な補助金交付事務の遂行について周知徹底を行い、研修会の継続など、今後も職員の適正な事務の執行に対する意識向上と事務の改善に努めることを望むものである。